

社会福祉法人長井市社会福祉協議会災害見舞金支給規程

令和2年12月10日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、長井市民が災害により被害を受けた場合、社会福祉法人長井市社会福祉協議会（以下「法人」という。）が、見舞金を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において災害とは、火災及び暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり等の自然災害をいう。

(支給対象)

第3条 法人は、長井市内に災害があったときは、被災世帯の世帯主又はその遺族に対し、見舞金を支給する。

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 居住する家屋が全焼、全壊又は流失したとき 10,000 円

(2) 居住する家屋が半焼、半壊又は床上浸水したとき 5,000 円

(見舞金支給の制限)

第5条 法人は、災害の原因又は被害について、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給を制限することができる。

(1) 災害の原因につき、被災者に故意又は重大な過失があった場合

(2) 災害救助法に基づく救助が適用された場合又は激甚災害に指定された場合。ただし、会長が特に必要と認めた場合は、支給することができる。

(3) その他、見舞金を支給することが適当でないと認められる場合

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て会長が行う。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、災害見舞金の支給に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。